広報
うわじまちくしょうぼう
第59号
宇和島地区消防本部
宇和島地区防火協会
http://www.119.uwajima.ehime.jp

秋の全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

全国統一防火標語

消さないで　あなたの心の　注意の火。

住宅防火　いのちを守る　7つのポイント

3つの習慣

- ○　寝たばこは、絶対やめる。
- ○　ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ○　ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ○　逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- ○　寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ○　火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ○　お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災・救急速報（平成18年上半期）

火災概況

平成18年上半期（1/1～6/30）に宇和島地区管内で発生した火災件数は、23件で前年の22件に比べて1件の増加となっています。また、月平均出火件数については、3．83件となり、およそ8日に1件の割合で火災が発生したことになりました。

火災における損害額は、911万8千円で前年の2，348万円を大きく下回り、火災1件の平均損害額は39万6千円となりました。

出火原因別の件数は、放火が4件、電灯等配線、火入れ及びたき火が各2件、ストーブ、たばこ、風呂かまど、放火の疑い、配線器具及びこんろが各1件、その他が7件でした。

救急概況

救急車の出場件数は、2，266件で前年に比べて45件増加しています。1日あたりの平均出場件数は、約12．5件で約115分に1件のペースで救急出場したことになりました。搬送人員においても、2，204人で前年に比べて72人増加しています。

事故種別の搬送人員で多いのは、急病1，414人、一般負傷282人、転院搬送227人、交通事故220人でした。

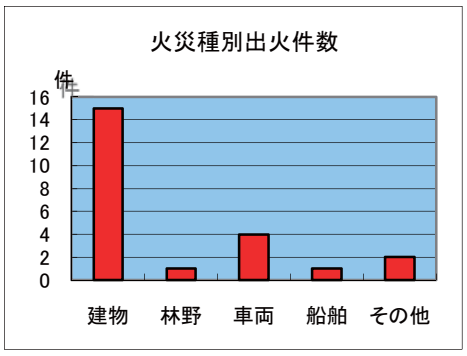

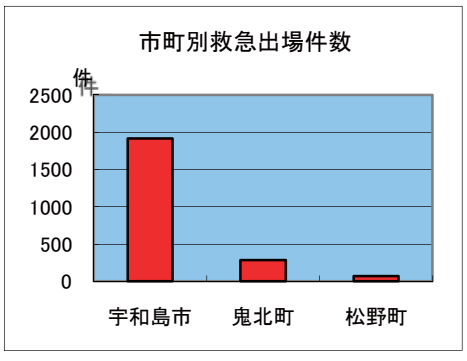

自動体外式除細動器（AED）とは・・・？

平成16年7月に、医師、救急救命士などの医療従事者だけでなく、救急救命士以外の消防職員や一般市民にも「自動体外式除細動器（AED）」の使用が認められるようになりました。

★「除細動器」とは・・・★

心臓がけいれんしたように細かく震え、血液を送り出すポンプ機能が失われる重い不整脈（心室細動）に対し、一時的な電気ショックで震えを取り除く装置です。

★除細動をすることの重要性★

心室細動は除細動を行わないと救命できず、発症後の除細動の実施が1分遅れるごとに、生存退院率は7～10％ずつ低下すると言われています。除細動器の使用は、医師や救急救命士などに限られていましたが、平成16年7月から一般の人も使用可能となりました。

★自動体外式除細動器（AED）とは・・・★

「AED」は救急現場で一般市民が除細動を行えるように設計された装置です。電極パッドを傷病者に付け、音声メッセージに従って操作することで除細動を実施することが可能です。

※　宇和島地区広域事務組合消防本部では月例普通救命講習会等でAEDの講習も行っていますのでぜひご参加ください！！

平成１８年１１月１日

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意！

消防法及び火災予防条例の改正により、住宅、アパート等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。これに便乗した悪質な訪問販売をする業者が横行するおそれがありますので、以下のことにご注意ください。

【事例1】「今すぐ取り付けなければいけない！罰則が科せられる！」などと、条例の内容を偽って強引に販売する。

○　宇和島地区の火災予防条例では、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から適用となるため、それまでの間に設置してください。
　また、罰金等の罰則規定はありません。

【事例2】「全ての部屋に設置が必要です！」などと、条例の内容を偽って強引に販売する。

○　設置場所は次の通りです。
①　寝室として使用する居室（子供部屋も寝室として使用する場合は必要です。）
②　寝室が2階にある場合は階段
※　その他の条件により廊下等に設置が義務づけられる場合がありますので、詳細については消防本部予防課にご確認ください。

【事例3】「今なら定価○万円を○万円にする！」と値引きしたように見せかけて、実際には高く販売する。

○　事前に販売価格などを調査しましょう！悪質な訪問販売の被害を防ぐには、その場ですぐに契約するのではなく、他の業者の見積もりと比較したりして、十分考えましょう。

【事例4】「消防署の方から来ました！」と消防職員を装って販売する。

○　消防職員や消防団員が一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器を直接販売することはありません。
　また、業者による点検の必要もありません。

不審に思ったら・・・トラブル防止のポイント4箇条

①　身分証明書の提示を求める。
②　不審な場合や納得できない場合ははっきり断る。
③　相手が脅迫的な言動をするときは警察へ通報する。
④　契約書はよく確認し、不用意にサインしない。

万が一、契約してしまったら・・・

火災警報器はクーリング・オフの対象商品になっています。うっかり売買契約をしても8日以内であれば書面で契約解除できますので契約書や領収書などを確実に保存し、早急に消費者協会にご相談ください。

住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。購入の目安として「NS」マークが付いているものを選びましょう。

愛媛県総合防災訓練

「防災の日」の九月一日(金)に県総合防災訓練が宇和島市津島町で行われました。県内の防災関係機関、民間協力団体及び地域住民ら約１，７５０人が参加。救出・救護訓練や火災消火訓練等を実施し、防災体制の充実強化、県民の防災意識の普及と高揚を図りました。

第8回宇和島地区幼年消防大会

“可愛い火消したち”が『歌や遊戯で火の用心』

七月七日(金)第８回宇和島地区幼年消防大会が南予文化会館において開催されました。
　総員約８００名の幼年消防クラブ員たちが法被姿などで威勢よく、防火の誓い、歌、遊戯、はしご操法などの演技を披露して一生懸命に防火ＰＲしました。